

2023年8月3日

企業会計基準委員会 御中

TAKARA & COMPANYグループ
株式会社宝印刷D & I R研究所**企業会計基準公開草案第73号
「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見**

拝啓 貴会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より2023年5月2日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

貴会による企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等について、貴会の検討の方向性に賛成する。

しかしながら、経過措置に関する質問及びその他に対し、以下のとおり意見を述べたい。

質問 24（経過措置に関する質問）

本会計基準案等における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意するが、以下をご確認いただきたい。

企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」114項について

収益認識会計基準では、適用初年度の比較情報の開示については新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる旨の経過措置があったが、改訂リース会計基準適用指針では開示に関する経過措置を設ける必要はないのか。

質問 27（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

その他、以下の開示に関する内容について確認させていただければと思います。

1. 企業会計基準適用指針公開草案第73号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」**第93項 会計方針に関する事項**

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等の公表の10ページにおいて、企業会計基準適用指針第16号を踏まえた300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いと、IFRS第16号を踏まえた簡便的な取扱いについて、いずれかを会計方針の選択として認める（適用指針案第20項）、とあるが、当該選択を重要な会計方針として記載するか否かは、リース会計基準52項の開示目的に照らして判断するという理解で良いか。

第98項(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額

- ①リースに係るキャッシュ・アウトフローには、支払利息、変動リース料（リース負債に含めていないもの）に係る支払額が含まれるとの理解で良いか。
- ②セール・アンド・リースバック取引で、売手である借手の場合、売却に係るキャッシュ・イン・フローはリースに係るキャッシュ・アウトフロー注記の対象外であるとの理解で良いか。
- ③サブリース取引で、ヘッドリースの借手（中間的な貸手）の場合、ヘッドリースの借手に関する支払額がリースに係るキャッシュ・アウトフロー注記の対象との理解で良いか。

第98項(2) 使用権資産の増加額

第98項(2) 使用権資産の増加額の注記は、企業会計基準公開草案第75号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(案)」第2項(注9)2における「使用権資産の取得」と同じ注記との理解で良いか。その場合、リース取引関係注記で使用権資産の増加額を記載しないで、キャッシュ・フロー計算書関係注記で「使用権資産の取得」を開示していれば問題ないとの理解で良いか。

2. 企業会計基準適用指針公開草案第77号（企業会計基準適用指針第19号の改正案） 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

参考（開示例）の10ページ、37項なお書き

（注4）の開示例において、連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照しておりますが、比較情報の概念が導入されてから、比較情報のない連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照することができるのは、実務上限定的と考えられるため、当該（注4）及び37項なお書き、は削除された方が良いと思います。

以上